

防官文第15474号  
27.10.1  
一部改正 防官文第11505号  
令和3年6月30日  
最終改正 防官文第13761号  
令和5年6月28日

各 局 長 殿  
防衛装備庁長官

大臣官房長  
(公印省略)

首都直下地震発生時の防衛事務次官、大臣官房長、各局長及び防衛装備庁長官の代決者の指定について（通知）

標記について、防衛省業務継続計画について（防官文第7952号。20.6.30）において、首都直下地震発生後に幹部が事故等により不在となった場合でも非常時優先業務等が迅速かつ適切に遂行されるよう、各機関は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとされたところ、防衛大臣の決裁並びに専決及び代決に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第5号）第9条の規定に基づき、首都直下地震発生時における代決者が、事務次官、大臣官房長、各局長及び防衛装備庁長官から、それぞれ下記のとおり指定されたので、通知する。

なお、防官文第6065号（21.5.8）は廃止する。

記

被代決者	代決者（第一位）	代決者（第二位）
事務次官	大臣官房長	防衛政策局長
大臣官房長	文書課長	秘書課長
防衛政策局長	防衛政策局次長	防衛政策課長
整備計画局長	防衛計画課長	サイバー整備課長
人事教育局長	人事計画・補任課長	人材育成課長
地方協力局長	地方協力局次長	地方協力局総務課長
防衛装備庁長官	防衛装備庁長官官房審議官	防衛装備庁装備政策部長

配布区分：大臣官房各課長

大臣官房訟務管理官